

建設業の許可の取消処分の公告方法の変更について

建設業法施行規則が改正され、国土交通大臣における建設業の許可の取消処分の公告方法に、ウェブサイトへの掲載その他の適切な方法が追加されました。

北海道開発局では、令和7年4月1日以降は、これまでの官報公告にかえ、ウェブサイトへの掲載により公告することとします。

※これは、以下の建設業法の規定に基づき掲載しているものですが、不法行為等に起因した監督処分としての許可の取消しとは主旨が異なります。

■建設業法施行規則（赤字箇所追加）

（監督処分の公告）

第二十三条の二 法第二十九条の五第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

- 一 処分をした年月日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに当該処分を受けた者が建設業者であるときは、その者の 許可番号
- 三 処分の内容
- 四 処分の原因となつた事実